

17 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく審査判定に関すること



(1) 経緯

障がいを持つ方々への支援は過去の措置制度から、ノーマライゼーション※の理念に基づく障がいを持つ方々自らが支援を選択する支援費制度へ、また、それまで障害種別ごとに異なる法律に基づいて提供されてきた福祉サービス及び公費負担医療等について、共通の制度の下で、障がいを持つ方々が地域において安心して暮らせる社会を実現するため、平成 18 年に障害者自立支援法が施行されました。

そして、平成 25 年にはすべての国民が障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）が施行されました。

この法律の施行により、障がいを持つ方々が必要とする障害福祉サービスの支給決定には、審査会による障害支援区分の決定を行うことが必要となりました。この障害支援区分は、障がいを持つ方々が、日常生活や社会生活を営む上でどのような場面でどれだけの支援を必要とするかを調査し、主治医の意見を踏まえ審査会で決定するものです。

また、障がいを持つ方々への総合的な相談支援の実施が義務付けられ、併せて障害福祉サービスの利用にはサービス利用計画の作成も義務付けられました。

北アルプス地域では、広域連合が障害支援区分の認定事務を実施し、障害支援区分認定審査会の設置、審査及び判定（二次判定）を行っています。

※ノーマライゼーション…障がいのある人もない人も、互いに支え合い、平等に暮らしていける社会を目指す考え方

(2) 現状と課題

審査会は、医師を含めた 1 合議体 5 人の委員体制で、年間約 100 件の障害支援区分の審査判定を行っています。

障害者総合支援法の施行に伴う難病等の追加、精神疾患に伴う障害福祉サービス利用の増加、障害支援区分の導入等により、今後、審査判定件数は増加していくことが予想されます。

住み慣れた地域で障がいの有無に関係なく暮らすという共生の基本理念の下、障がいを持つ方々の地域移行、地域定着など、市町村の抱える課題を共有しながら、共生型サービス※の創出についても、障がい担当部局と連携して取り組む必要があります。

(3) 今後の方針と施策

障害支援区分認定審査会は、効率的な運営、適正な審査判定を行うため、関係市町村障がい福祉担当者との連携を図るとともに、適正な審査会運営に取り組んでいきます。

また、広域連合は、共生型サービスのニーズの把握や事業者の確保など新たな課題に対応するよう、関係者間の情報連携等に努めます。

■SDGsの目標との関連

SDGs17の目標		関連目標
 3 すべての人に健康と福祉を	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	障がいの有無に関係なく住み慣れた地域で暮らし社会参加を目指す
 10 人や国の不平等をなくそう	各国内および各国間の不平等を是正する	障がいの有無に関係なく個性を尊重しあいながら共生する社会を目指す

※共生型サービス…高齢者と障がい児者が同一事業所でサービスをうけやすくするため、平成 29 年度に介護保険と障害福祉制度に位置付けられたもの。